

令和6年 No.3

○国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

アート・アスレチック教育センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

アート・アスレチック教育センターの設置に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、役員会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年3月7日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和6年規程第3号

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由：アート・アスレチック教育センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(機構等)</p> <p>第15条 本学に、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構を置く。</p> <p>2～4 〔省略〕</p> <p>5 教育インキュベーション推進機構に、次のセンターを置く。</p> <p>(1) 教育インキュベーションセンター</p> <p>(2) こどもの学び困難支援センター</p> <p><u>(3) アート・アスレチック教育センター</u></p> <p>6 大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構及び教育インキュベーション推進機構並びに第2項、第3項及び第5項に規定するセンターに関し必要な事項は、それぞれ別に定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(機構等)</p> <p>第15条 本学に、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構を置く。</p> <p>2～4 〔省略〕</p> <p>5 教育インキュベーション推進機構に、次のセンターを置く。</p> <p>(1) 教育インキュベーションセンター</p> <p>(2) こどもの学び困難支援センター</p> <p>6 大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構及び教育インキュベーション推進機構並びに第2項、第3項及び第5項に規定するセンターに関し必要な事項は、それぞれ別に定める。</p> <p>〔省略〕</p>